

平成 28 年度 第 5 回 甲賀市地域福祉計画審議会 会議録

1 開会

○市民憲章唱和

○会議成立報告

【事務局】 本審議会規則第 3 条第 1 項では、会長が議長になることを規定しています。議事の進行については、会長にお願いするところですが、昨日からの天候により到着が遅れているため、審議会規則第 2 条第 3 項により副会長に進行をお願いします。

【副会長】 事務局から話がありましたように、会長が遅れてきますので代わって進行をさせていただきます。

いよいよこの審議会も最終段階となりました。この後、答申の基となる内容を審議していただきます。活発なご意見をいただきたいと思います。それでは議事に入ります。

2 意見聴取事項

(1) 第 2 次甲賀市地域福祉計画（素案）について

【副会長】 次第 2 意見聴取事項 (1) 第 2 次甲賀市地域福祉計画（素案）について、事務局より計画の素案を作成していただきました。まず、第 1 章、「計画の策定にあたって」について、事務局から説明いただきます。

【事務局】 <資料 1 第 1 章> について説明

【副会長】 第 1 章が計画の基になる部分ですので、おひとりずつご意見を賜りたいと思います。

【委員】 福祉は多岐にわたります。団塊の世代など多くの方が高齢になっていくので、ますます大変な時期になると思います。ここに書いてある以外にも、想像できないようなこと、未曾有の体験が増えてくるとは思います。赤ちゃんから高齢者まで、みんなが幸せになれるとよいと思います。

【委員】 今日で阪神淡路大震災から22年です。22年が経ち、被災地では高齢者の孤独死などの問題が起きてきています。地域福祉を考えるにあたって、制度の狭間の人たちに、どう目を向けていくかということが大切だと思います。生活困窮者やひきこもりの問題など、そういったところに目を向けていかなければならないと思います。

滋賀の縁創造センターで、小学校区に地域に共生の場をつくるということで、それは甲賀市でいう自治振興会と一致すると思います。子ども食堂は、縁の認証事業ですが、関係機関として縁創造センターと連携を取っていただけらよいと思います。

【委員】 今後、「協働による計画の推進」にある、「地域・団体等の役割」でのつながりがますます重要になってくると思います。地域の見守り、支え合いを進めていくには、地域の中での役割が、行政より大きな役割になると思います。特に、障害を持っておられる方への、地域における見守り、支え合いを進めていく必要があると思います。

【委員】 社会福祉協議会の策定する活動計画とこの計画について、両計画の整合を取るようにと意見があったが、現段階で新たな問題点はあるのでしょうか。

【副会長】 ご質問については、後ほど事務局からお願いしたいと思います。

【委員】 地域と行政の協働が大事だと感じます。甲賀市は自治振興会といった地域を重要と思っておられ、私たちが行っているようなNPOは、少し重要度が低いと感じることがあります。これからは、地域と行政、そしてNPO、みんなで手をつないで活動していくことが重要だと思います。それぞれの立場や思いがありますので、つながりにくいと感じることがありますが、みんなが住みよい甲賀市をつくりたいという思いは同じですので、長い目で一緒に活動していけたらよいと思います。

【委員】 第1章に書いてあるとおり、超高齢化ということで次の章のデータを見ると、この10年間でひとり暮らしの高齢者が3倍になっています。実際に障がい福祉の現場で働いていて、障がいの分野だけでは対応できないことが増えてきました。介護が必要になっていても、福祉サービスを受けるということに馴染んでない方も多いです。例えば、ケアマネが高齢になる母親を訪ねると、そこには障がいのあるお子さんがいて、2人が何の福祉につながることなく生活していた事例がたくさんあります。何十年も人と関わることなく過

ごしてきた人が、サービスの情報提供をただけですぐにつながるかというと、そんなに簡単にはいかないと思います。そのような意味で、介護分野と障がい分野の連携だけではなかなか対応できません。2ページの「地域福祉」の、制度の狭間にある方、サービスにつながらない方、そのような人を地域の中で支えたり、気づいたりするためには、最後の行に書いてある「連携し」という言葉では対応しきれないと思います。定期的に高齢分野と障がい分野が集まってということではもう対応しきれなくなるので、そうしたことを意識して、最後の一文の「関係機関・団体、事業者、ボランティア等と連携し」というところを、主体的な言葉に変えられないかと思います。「連携」という言葉はよく使われる言葉なので、それよりも「ボランティア等がつながり合い」というような、各団体が主体性を持ち、行政が連携させるわけではなく、それぞれがつながっていくことが必要です。また、「地域における活動を連携することが地域福祉の役割です。」というのはまさにその通りですが、その連携を「協働」という言葉を使い「協働して推し進めていくことが地域福祉の役割です。」ということにより、地域福祉計画がスローガンではなく、主体的に捉えられるような計画になっていくのではないのでしょうか。

【委員】 震災などの災害や、少子高齢化の進行など、甲賀市においてもそのような状況がみられる中、この計画は、住民が安心して過ごしていくために非常に重要だと思いました。この計画が策定され、推進していくということになりますが、この計画はどのように周知していくのでしょうか。

市民の役割や地域・団体等の役割、行政の役割ということが、書かれていますが、どのように周知していくのかお聞きしたいと思います。

【委員】 審議会では計画の策定を進めていくのですが、視点を変えて国の動向や県の計画に従うだけではなく、甲賀市の独自性を出していくべきと思います。特に、子どもの育成時、人間形成の基礎となる部分でしっかりお金をかけて、障がいのある子もいない子もひとり親家庭の子も、全ての子どもたちが健康に、そして同じ環境の中で力をつけて育っていけば、10年、20年後に必ず芽が出てくると思います。例えば、他市でありましたが、給食費を無料にするなど、甲賀市においても子どもたちが地域で採れたものをおいしく食べて、元気に育ってほしいといったメッセージを伝えた計画にすることで少子化の解決に導くだろうと思います。100歳を目指して生きていく中で、子ども時代に健康な体をつくることができれば、医療費の視点からも緩和される結果になると思います。子どものときに生きていく力をつけることが重要なので、甲賀市として子どもに力を入れて10年後20年後を目指すといった、独自の視点を

打ち出してほしいと思います。

【委員】 詳細なところまで計画を立てていただいていると思います。どこまで分担するといったことまでまとめてあり、とても心強いと思っています。私も母と暮らしていて、いろいろなサービスを利用しています。そうした中、自分も何かに関わりたいと思い、生活困窮者の子どもたちが学ぶ場のボランティアなどをさせていただいています。また、いろいろな活動があることも認識しています。私の住んでいる地域に子育ての会があります。そこでは、運営は、子育て世代のお母さんが担っていますが、子育てについて分からないことは地域の年輩のお母さんが教え、バックアップしています。地域の力を地域の方から身に付けていくやり方を見て、地域の力の大きさを感ずるとともに、制度で成り立っているサービスも一緒に使っていかねばならないと思います。

学びの場である学んでいコウカは、水口、甲南、信楽教室とあります。みんなと勉強し、子ども食堂でご飯を食べて帰るといった温かいふれあいをしています。参加する子どもたちの中には、言葉使いが荒かったり、感謝の言葉がないこともあります。それでも「いいよ」とおっしゃってくださるボランティアの皆さんから学ぶことが多いです。また、子どもは、雰囲気を感じとるアンテナが高いので、温かく見守ってくれていることを感じ取っている子どもが増えているのではないかと思います。そうしたさまざまな取組が記載された計画ではないかと思います。そして、取組が書いている部分について、地域で活動されている方々がどのように動いていくのかという見通しがあればさらに動きやすくなり、協働もしやすくなると思います。第1章の中には、そうした内容が分かりやすくてよいと思いました。

【副会長】 皆さんからご意見をいただきました。質問に関して、事務局からお願いします。

【事務局】 社協が策定する地域福祉活動計画との整合についてですが、現計画はひとつの計画としていますが、第2次計画は、各々で策定する計画です。内容の整合性については、審議会の前後にそれぞれの資料を含めて協議を行い、確認をしています。両計画とも策定途中ですので、最後まで整合性は図っていきます。また、団体、行政はそれぞれの事業を推進しており、個別計画についてもそれぞれの分野での計画によって進めています。それについて連携、ネットワークが薄い部分があると感じています。次期計画については、その部分もつながりを持って進めていきたいと思っています。先ほど委員もおっしゃ

っておりましたが、そういったことが、今後重要になってくるのではないかと捉えております。

次に、この計画ができた時点でどのように周知していくのか、というご質問でした。市が策定する行政計画が数ある中で、常々言われていることです。計画は立派なものできたが、書棚に置いたままではなく、実際この計画がどう進められていくかが大切です。住民の方にも、そのような計画があり、進められていることについてあまり知られていません。今後、計画のPRをしていくつもりではございますが、会合、会議、行事、イベント等で、計画の内容を出し、PRしていくことが一番効果的と思っています。また、各事業所や団体の中でも、その折々に計画のPRをしていただくことが大事かと思えます。

【会 長】 遅れて申し訳ありません。ここから司会を代わらせていただきます。
では、第2章「甲賀市の状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 <資料1 第2章>について説明

【会 長】 ご質問、ご意見等がありますか。
データですので、特にご意見はないとは思いますが、事務局の方で加えることはありますか。

【事務局】 データについては、国勢調査や市、県の担当課へ依頼、抜粋させていただいています。数値等は、現在、再確認をしており、今後、修正等もしていく予定です。本日のご意見等で、こういったデータはどうかということでありましたら、掲載させていただきたいと思えます。

【会 長】 データですので、修正が入ることや表現を考え直すということはあるかもしれない。現段階では、特にご意見はございませんか。

【委 員】 先ほどの第1章での意見から「地域福祉」の3段落目の、「ボランティア等と連携し」という文言の修正提案があったのですが、変更するのでしょうか。

【事務局】 先ほどご意見をいただきました修正の提案につきましては、ご意見を基に見直しを考えていきます。

【委 員】 22 ページの「地域別民生委員・児童委員数の推移」は必要でしょうか。3

年前だとそんなに変わりません。毎年の部分は意味がないです。

【事務局】 その点については、おっしゃる通りであり、委員の任期が3年のため、若干の推移はあるのですが変わりません。

【会 長】 3年の任期ごとのデータで書いた方がよいということです。推移の変化があれば意味があると思います。注釈も入れてデータを揃えて考えてください。そちらを変更すると、23 ページの「③地区別主任児童委員の推移」が同じような表になっていますので、整合性を考えながらお願いします。

【委 員】 民生委員・児童委員については、他の府県では委員のなり手がなく、減っているという現状があります。それと比べると甲賀市では多くの方が委員になっていただいております。そういった特徴は出さなくてよいのですか。

【事務局】 基本的にデータの状況だけを出しています。分析については示していません。それを書き換えると他のデータもすべて変えなければいけません。甲賀市の場合は、民生委員・児童委員は、ほぼ定数の100%に達しています。その点については、甲賀市はよいと言われておりますが、分析については、全体との兼ね合いがあります。

【委 員】 24 ページの「ボランティア登録団体数の推移」ですが、このボランティア登録団体というのは、ボランティアとNPOになると思いますが、その内訳はありますか。そこまで詳しくは載せなくてもよいですか。もうひとつは、ボランティアの内容です。子育てなどいろいろなテーマがあると思うので、その内訳も入れなくてよいでしょうか。

【事務局】 市民活動・ボランティアセンター（社協）のボランティア登録数ですので、内訳が出るのかを確認します。内容によっては載せていきたいと思います。

【委 員】 19 ページの「介護支援相談件数の推移」は、介護保険のサービスを使いたい、このようなときはどのようなサービスが使えるのかということ、長寿福祉課に直接相談するのですか。これは地域包括支援センターも含んでいるのですか。

【事務局】 はい。含めています。

【委員】 そうすると 20 ページの「障がい者相談人数」というのは、どのようなサービスが使えるのか、ホームヘルパーを使いたいといったことを、障がい福祉課に相談された人数なのですか。私の事業所も障がい福祉課の委託先である相談事業所ですが、甲賀市の障がいを持つ人から、相談事業所への相談や、サービス利用計画の相談などはこの数字では収まりません。この平成 27 年度の 1,002 人というのはどのような内容ですか。また、「④青少年相談件数の推移」は、社会教育課での件数ですが、どのようなものなのですか。

【事務局】 青少年相談につきましては、社会教育課に少年センターがあり、そちらに相談窓口があります。そちらで受けた件数をデータとしています。
また、「障がい者相談人数の推移」では、障がい福祉課で受けた相談人数を掲載しております。従って、これは表記の問題になりますが、例えば市の障がい福祉課の窓口で相談を受けた人数が、という形で説明させていただくと修正させていただければと思います。

【委員】 グラフの下に「資料：庁内資料（障がい福祉課）」と書いてあるので、障がい福祉課に行くのだろうと我々は思いますが、市民の方がこれを読んだときに、どのような相談なのだろうかと思いますので、例えば相談の類別をしたときに、多い相談内容について 3 つほど列記した方がいいのではないかと思います。「障がい福祉サービス等に関する相談」といったように書いていただくとよいと思います。「青少年相談件数の推移」は、よく分かりませんが、不登校の相談なのか、これらも多い相談内容について 3 つほど列記していただくと、市民の方が見たときに分かりやすいと思います。

【委員】 相談する人が、多いのか少ないのかを市民が見て分かればよいのであって、内容については必要ないのではないかと思います。

【委員】 こんなことを相談してよいのかという参考になるので、私は書いていただければ助かると思います。

【事務局】 内容については、多い順に 3 つほど文章で示させていただきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

【委員】 是非お願いします。第 1 章で謳っている制度につながらない人たちがいて、そういった方たちを地域の中で、住民の中で支えたり気づいたりしていこうということなので、この第 2 章の数字からそういったことでも気軽に相談し

てもらい、適切な場所につないでいけるような相談窓口ということで、例示していただけるとよいです。第1章から第2章への流れにより、適切な支援につながっていくと思います。

【委員】 私も賛成です。アスペルガーの人たちや高次脳の人たちは、とても働きにくいということがあります。いろいろなことができるのですが、対人関係が苦手な職が長続きしなかったり、うまく表現できなくて場に合わない行動をしてしまったりして、職場を離れざるを得なかったという方がいます。就労の相談は多いのではないかと予想されます。また、その方たちが親御さんと暮らしておられたけれど、亡くなったときには一人で生きていかなければいけません。障がい年金を上手に利用して一人で生きていくための相談も多いのではないかと思います。今、おっしゃったように、どこに相談してよいのか分からないということがありますし、そういった窓口を求めていらっしゃる方も確かにいると思いますので、書いていただくことに賛成です。

【事務局】 3ページにも書いてありますように、それぞれの所管で個別計画がつくつてある中で、分析もしてあると思います。それも参考にしたいと思います。

【会長】 他にはございませんか。
第3章「計画の基本的な考え方」については、前回の審議会で審議をいただきましたが、改めて説明をお願いします。

【事務局】 <資料1 第3章>について説明

【会長】 文言等含めて、ご意見がありましたらお願いします。

【委員】 高齢者の年齢区分を「65歳から75歳とする」と老年学会が発表されたのですが、これまで「支えられる人」とされていた人たちが、「支える人」に回るということは、今回の計画に反映されるのでしょうか。

【事務局】 そのような報道がなされているのは承知しています。高齢者と呼ばれる年齢が65歳から75歳に変更となった後、年金制度や介護保険、年金保険の制度が国の方で制度改正がなされていくのではないかという想定段階です。

【委員】 年金などには影響が及ばないようにと、老年学会でも言っています。それは、多分されるであろうということですか。

【事務局】 そのような雰囲気があるのかなと感じています。国の制度が、具体的にどのように変わっていくのか、という段階で、市の計画の中でどこまでそれを想定して書くのかは難しいところです。今のところ、その問題について計画の中に何か書こうとは思っておりません。皆さまのご意見はいかがでしょうか。

【委員】 発表があつてから、多くの方がもっと頑張らなければと思われたでしょうし、団塊の世代だけでも約 650 万人おられます。そうすると、その人たちが「支えられる人」から、「支える人」にうまく移行したら、社会が元気になるし、自分も元気になれると思います。すごくよいところもあると思います。もうすぐ発表されると思いますが、そうしたときに時代に乗り遅れない計画であつてほしいと思います。「支える人」で頑張つてほしいと発信すると、もっとよいのではないかと思います。全国的にも大きな問題ですので、それを無視して計画を立てても、時代遅れのような気がします。きっちり挙げなくてもよいのですが、そういった流れがあるということだけでも明記したらどうかと思います。

【委員】 あくまでも老年学会からの提言という話で、それが定義づけられた段階ではないと思います。従つて、今この計画の中に取り込んでその考え方を示していくのは少し時期尚早だと思います。

【委員】 その提言にも賛否両論あるという段階ですので、計画に取り込むのは難しいと思いますが、非常に大事な点だと思います。甲賀市の介護保険事業計画の第 7 期が平成 30 年度から始まります。高齢者福祉計画の方で今後の動向も見ながら、そちらで中身を謳っていただけるとよいのではないかと思います。もう少し動向を見られた方がよいと思います。

【会長】 36 ページの基本方針 4 の「健康で安心な生活ができる暮らしづくり」で、「高齢者や障がいのある人等の社会参加を促す」ということで、方向性としてはここに出されています。法制度上は正式にはなっておりませんので、このような形でいくしか、今はないと思います。意識として、年齢が高くても健康の方が増えていますので、そういった方々の参加ということを考えながら、内容として進めていけばよいと思います。一方では、高齢になり病気になられる方もおられることから、現段階での表現はそのままでよいと思います。他にありますか。

では、次に第4章「施策の展開」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】 <資料1 第4章、資料2、資料3>について説明

【会長】 ご質問、ご意見等ございませんか。

【委員】 第1章のときにも話をしたが、滋賀の縁創造実践センターでは、小学校区にひとつ共生の場をつくるということで、甲賀市であれば自治振興会がそれに位置すると言わせていただいたのですが、自治振興会単位で地域共生の場をつくるなどを考えていってもらえたらよいと思います。

【事務局】 今おっしゃっていただいた、滋賀の縁の活動や、甲賀市がどのように活動していくのかということは、具体的に進めていかなければと思います。今後、地域の中で取り組んでいくべきものである基本方針1の「しくみづくり」の中では、地域コミュニティの場をしっかりとつくっていきこう。また、ひきこもりや生活困窮者への課題では各団体や機関が連携して取り組んでいきましょうと、基本方針3で示させていただいております。「施策の展開」では、担当課の記載もありますし、また市全体として取り組んでいかなければいけない課題もありますので、第4章にある取組の中から考えていきたいと思っています。

【会長】 今おっしゃっていただいたことですが、子ども食堂や温かいふれあい等のことだと思います。計画は抽象度が高いが、これ自体を使うか使わないかが大切だと思います。計画を活用せず、そのままにすると絵に描いた餅になってしまう。大事なことは、住民の方々、団体の方々の具体的な活動がこの計画のどの位置にあって、計画をどう活用すれば自分たちの活動範囲が広がっていくかです。計画を活用してつなげていくことが大切です。同じように行政も、実施している具体的な事業等が、計画のどの部分であって、他の事業等と連携するとさらによりよいものになっていくと、常に考え、活用されることで、よりよい展開のヒントになるものとして使っていくことが大切です。

【委員】 いろいろなことをしたいと思っている方はたくさんいます。でも組織がなく、個人でできるかという不安もある、また、やりたいことをどこに発信してよいか分かりません。従って、そのような方々の発掘が必要だと思います。この計画では、このような方々の活動が、計画の延長上にあるのだということを知っていただき、このままやっついてよいのだという安心感を持てるよ

うなしくみとなってほしいです。あと、何かやろうと思うときに、補償の問題で引っかかることがあります。例えば、誰かが外出するとき、自分が送り迎えをするけれど、もし事故が起こったらと考えると、送迎ができなくなってしまいます。そのようなときに社会保障制度のようなものがあればよいです。大きな団体やNPOではなく、地域の中で活動したい人が集まるようなグループが保証制度により活動でき、計画における取組が自覚できるようなしくみが生まれたらうれしいと思います。そうすれば、活動が活性化しますし、活動している人の発掘にもつながると思います。また、発掘する方法が分かると、担当課から活動している人へつなぐことができると思います。

【事務局】 今のご意見は、非常に参考になります。また、先ほどあった、地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画の整合性はどうなのかとご質問いただきました。地域福祉を進めていく上での共通認識については、37ページの「計画の体系」にもあるよう、人づくり、しくみづくり、体制づくりが非常に重要だということです。また、市でも各地域市民センターや地域包括支援センターなど、市民に近い場所もあるのですが、さきほど委員がおっしゃっていただいた、個人で活動されている部分については、なかなか行政としても気づきにくいところです。そういった部分は、地域の中で人々と共に活動していくという地域福祉協議会と連携していかなければなりません。地域福祉の目指す方向は、市と社会福祉協議会も同じであることから、両計画の連携により地域での活動が活性化し、協力することで活動が広がっていけばよいと思います。

【委員】 事業ををするとして、ボランティアであれば社会福祉協議会にボランティア保険というものもあります。協議会に登録したボランティアで事故が起こった場合には、保証もあります。市として、今から活動をやろうとしている方に、ボランティア保険のような保証制度をつくれば、活動をしてくれる人もいると思います。

【会長】 他にご意見はありますか。
それでは、第5章「計画の推進」について事務局より説明をお願いします。

【事務局】 <資料1 第5章>について説明

【会長】 ご質問等がありますか。第5章以降に資料編として用語解説等がありますが、これも含めて何かご質問はございますか。

私からは、最後の用語の解説に全体の中でも馴染まない言葉がたくさんあるので、もう少し加えてもよいかと思いました。「合計特殊出生率」や「ニーズ」といった言葉も福祉関係者の間では分かりますが、できるだけ市民が福祉に関心を持ってもらうため、入れていただいたほうがよいと思います。

【委員】 市民はこの計画をどのように目にするのですか。各家庭にはいきますか。

【事務局】 現行の計画は、10年前につくっておりますが、各家庭にありません。10年ほど前から行政におけるさまざまな計画が出ていますが、図書館などの公共施設に設置し、閲覧できるようにしております。そのため、冊子についてもそれらに設置するほどの数です。時代が変わってきまして、電子データをホームページ上で閲覧できるようにしますが、関心のある人以外はあまり読まないのが事実だと思います。また、これらは無理やり読んでくださいというものでもありません。

【委員】 分厚い冊子は読みにくいので 分かりやすいポスターをつくって、詳しく読みたい方は図書館で読めますという形にしていくのはどうでしょうか。みんなが認知できるような周知をしていただきたいと思います。

【委員】 広報には出ますか。

【事務局】 計画を策定しましたという案内は載せます。また、A4サイズの概要版を作成しようと思っています。基本的に、今はホームページ上には必ず全編が閲覧できるように掲載します。

【委員】 一生懸命作成してくださっているのに、市民に伝わっていないのが残念です。私も家族が施設や介護保険のお世話になったので、少しでも恩返ししたいと思ってこの委員に応募しました。そんなきっかけがないと、どのようにこの計画が立てられているのかも知りませんでした。この計画をみんなに伝えるのは大変だろうと思いますが、皆さんが真剣に話し合っていていただくことが、市民に伝わっていないということが残念です。もう少しみんなに伝わるともっとよい支え合いができると思います。

【委員】 担当部署の方に、もう少し活動していただく必要があると思います。社会福祉課ではなく、計画に掲載している事業を推進する担当部署の方に、分かりやすく事業等を説明していただき、それらを理解できるチラシのようなも

のをつくっていただきたいです。担当部署の方が、その意図をしっかりと認識していないとできないことであり、説明する側の意図をきちんと伝えることが必要です。

【事務局】 計画の推進については、第4章の「行政の取組」欄の一番右側に担当課が書いてあります。これについては、第5章の冒頭のところに「本計画をより実行性のあるものとするために、第4章にある行政の取組の具体的施策については、各所管事業の実施計画調書を作成し、年度ごとに事業の評価・検証を行います。」と書いてあります。これは、実施計画調書をそれぞれの担当課が作成し社会福祉課に提出、その内容についてこの審議会で進捗状況の評価、検証していただくようなしくみとしてつくっています。今までの計画よりもその点ははっきりとしたしくみになりましたし、有効な活用をしていきたいと思えます。また、行政としてどうPRしていくのかが、一番難しいところです。ネットワークや連携と書いてありますように、それぞれの役割の中で行政だけではなく、関係機関・団体等もPRしていただければよいと期待しています。

【委員】 この計画づくりに携わってきて、先ほど委員がおっしゃったように、この計画をどれほどの市民が見るだろうかということは当然あります。実際にこの十数年を振り返れば、確実に萌芽したものはたくさんあります。制度的にいうと、生活困窮者法ができて、今までであれば障がいでも、生活保護でもなく、何の診断も受けていないけれども、ひきこもっているような相談の対象になっていなかった人が、きちんと今は受け止められています。子どもの貧困の問題でも、市が中心となりながら、若いボランティア層を取り込んで学習支援をしています。ひきこもりでいうと、民間と行政が連携して、今、次の12年に向けて始まっていることはたくさんあります。地域で支えるしくみづくりというのは、地域福祉計画を読めば書いてあるものではなく、それぞれの地域の中で展開されていくものであると思えます。この計画の中には活動を進めるシステムが書いてあるだけで、気づいた方はもうすでに実践されています。実践されていることでいうと、例えば子どもの教育支援や場所貸し、子どもたちがやってきたら気軽にお茶を提供する等、誰しもが手を添えやすい活動です。中学校のときにボランティアクラブにいて、うちの施設にきた人が、ある人に施設の仕事を紹介するため十何年ぶりに出会いました。そういったことが地域の中で支えることを着実につないでいくのだと思えます。計画の中の文言がどれくらい届くかということと、この文言をもとに、12年前になかったことが今始まったこと、何十年経ってもずっと続いている

こと、各地区などの取組などをパンフレットなりで視覚化していくというのは、ひとつの手法だと思いますが、計画自体そう捨てたものではないと我々は思っていないと次の世代に(地域福祉の思いを)渡していけないかなと思いました。

【委員】 もうすでに実践されている活動等を、どれくらい認識しているかを結び付ける作業があると思います。担当課の方がいろいろと考えて作成されたと思うのですが、文言は重要ではないと私は思っています。実際にどういったことができるかという具体的なことに費やされる方が大事であると思います。文言がどうか、文章の構成ではなく、次にどのように実施していくのか、具体的な動きと結びつけるため、さらに新しいニーズを掴むしくみづくり等、地域における活動の中で理解できる、計画の基本方針の内容が分からなくても活動の中でうまくつながっていったらよいと思いました。

【委員】 社会情勢と国の動向の変化に地域福祉は左右されます。厚生労働大臣が地域共生社会と言い、NHKや新聞等で報道されました。この12年間でひきこもりや生活困窮の問題に対する法律ができました。またこれからの12年という形であれば新たな問題もでてきますし、できるだけ早く手を打っていかなければいけません。従来課題はなかなか解決できていないのですが、特に新しく出てくる問題には迅速に対応していただければと思います。

【委員】 先ほどから言われておりますが、この計画をいかに生かすかということだと思います。行政も市民も協働していかななくてはいけないのですが、行政がいかに市民を巻き込んでいけるかというところが大事だと思います。先ほど説明していただいた第5章の部分ですが、各担当課が計画の実施状況、評価、検証をするということでした。現在は、各事業についてはそういったことはされていないのですか。

【事務局】 現計画はそこまでできていませんでした。

【委員】 次のこの計画については、各事業において担当の方で検証され、その結果を委員の皆さんに報告するとおっしゃいましたが、実施状況について報告していただけるのですか。

【事務局】 ここに具体的な目標指標を入れて、それについてどこまで進捗したかという管理方法を使う計画もあるのですが、今のところそこまでは書き込んでい

ません。計画を基に、事業の見直しなどをしていくにあたって、ひとつ今までと違うのが、この地域福祉計画審議会が市の条例における常設の審議会ということになっております。引き続き、この審議会はあります。例えば、年2回審議会をさせていただき、策定後の事業進捗を皆様方に報告させていただいて、ご意見をいただき、見直して進めていきたいと考えております。

【委員】 福祉現場の関係者へ、このようなものができたという研修が必要でないかと思えます。研修をして、しっかりと理解していただくことが大事だと思います。

【事務局】 区長会などが開催されたときに、概要版などで説明をし、出来上がった冊子をお渡しできたらと思えます。

【会長】 他にはいかがでしょうか。

【委員】 計画が予算の編成の段階なので、例えば高齢者を75歳といったことが出ましたが、コミュニティバスの高齢者の無料乗車券は80歳までです。今後、年齢の引き下げもあるでしょうから、今後ノンステップバスの導入など、外出がしやすい方法をお願いします。

【事務局】 地域福祉計画にも外出支援は書いてあります。また、総合政策部公共交通推進室においても計画を作成中です。その計画との整合は取れていると思えます。予算の編成については、計画に沿った予算編成ということになりますので、公共交通の計画に記載されていることについては予算化されるであろうと思えます。

【会長】 計画を活用することについて、皆さま方からご意見がありました。行政の担当課、それから社会福祉協議会や団体の代表にまず周知をして、だんだんと市民の方に周知ができればよいと思えます。説明の仕方によっては、ただの絵の説明になってしまうこともあります。それをどのように誰が説明するかということも検討された方がよいです。ただの説明で終わらないようにしてほしいと思えます。

たくさんご意見をいただきましたので、反映させていただけたらと思えます。

3 その他

(1) 今後のスケジュールについて

(2) 次回審議会の開催時期について

【会 長】 それでは、次第3のその他(1)今後のスケジュールについて(2)次回審議会の開催について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 本日、この審議会でご意見をいただいた内容については、見直させていただきまして、修正等をかけていきたいと思っております。その後の予定としては、2月下旬から3月上旬の間に審議会を開催させていただきます。第1回審議会において市長が諮問をさせていただいた関係で、次回審議会では答申案について皆さんにご確認いただき、その後、会長から市長に答申をしていただく予定をしております。その答申を基に、4月にパブリック・コメントを実施させていただく予定です。

つきましては、審議会については、会長と相談させていただき決定し、開催案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【会 長】 ありがとうございます。以上で本日の議題は終了しました。進行を事務局にお返しします。

【事務局】 長時間にわたり、ご意見をいただきまして、ありがとうございます。修正をかけながら計画に反映させていただきたいと思っております。

また、皆さまにご依頼させていただきたいことがございます。市の最上位計画である総合計画がございまして、こちらは総合政策部で現在策定しているところです。ただ今、策定している地域福祉計画についても、この総合計画を踏まえなければいけません、総合計画の策定が若干遅れるようです。それに伴い、地域福祉計画も概ねまとまってきましたが、策定時期を総合計画に合わせなければいけません。

4月にパブリック・コメントをさせていただき、ご意見があった内容を修正し、審議会の皆さま方に報告をしなければいけないことも出てくると思っております。そのことから、本審議会の委員任期が3月31日までとなっておりますが、皆様方に支障がなければ、平成29年度末までの任期ということをお願いできないかというご依頼をしたいと思います。この件でご意見を頂ければと思います。

【委 員】 社会福祉法人の代表として委員をしておりますが、組織が変わりましたら

私ではなく他の者が委員をするという形でもよろしいでしょうか。

【事務局】 組織の役職で委員を選出するという規則であれば、交代は止むなしということになりますので、そのときは連絡をいただければと思います。引き続き、現在の委員で1年間お願いできないかと思っております。よろしいでしょうか。

現在の予定では、本計画の策定についての審議会を5月あたりに1度開催させていただく予定です。その後の審議会は、進捗管理ということで、年に1回、2回の開催を考えております。現在はイレギュラーな形であり、本来なら平成29年度は年1回の開催で進捗管理をできたらと考えていたのですが、策定期間が遅れた関係で、5月くらいに開催させていただき、任期についても1年延ばさせておれないかということです。

【委員】 市長からの諮問について、市長が代わられたが、新市長の地域福祉に関する方針が分かりません。この審議会に出てもらうことはできないのでしょうか。

【事務局】 策定についての諮問が文書で出ております。諮問の内容は、具体的な地域福祉について書かれているのではなく、この審議会の中で地域福祉についての審議をいただき、それについて答申いただくことになっております。従って、市長の交代によって、変更があることではありません。

【委員】 市議会で議決はしないのですか。

【事務局】 現在、議会の議決案件は、総合計画です。この地域福祉計画については、議決事項ではありません。

それではご依頼の件は、ご承認いただけたということで進めさせていただきます。留任について立場上できないという方については、事務局にお伝えいただければと思います。

4 閉会

【事務局】 それでは、平成28年度第5回甲賀市地域福祉計画審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。